

広島県告示第八百八十五号

広島県西部建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
令和三年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

二 作業期間

令和三年九月二十七日から令和四年三月十八日まで

三 作業地域

広島市佐伯区湯来町下及び山県郡安芸太田町坪野